

市立函館病院医療廃棄物処 検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 市立函館病院より発生する医療廃棄物の処理（以下「医療廃棄物処理」という。）を適正に行うため、市立函館病院医療廃棄物処理検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、医療廃棄物処理に関する次に掲げる事項を調査研究および実施し、その結果を院長に報告するものとする。

- (1) 医療廃棄物のうち感染性廃棄物（疑いのあるものを含む）の処理方法について
- (2) 各職場から発生する感染性廃棄物の一時保管の監視と指導について
- (3) 院内における事故等の記録などに関すること
- (4) その他、医療廃棄物の処理を適正に処理するために必要な事項。

(組織)

第3条 委員会は、委員若干人をもって組織し、その委員は、病院長が指名する。

- 2 委員会に委員長および副委員長を置き、委員長は副院長をもって充て副委員長は病院長が指名する。

(職務)

第4条 委員長は委員会を代表し会務を総理する。

- 2 副委員長は会長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、議長となる。

- 2 委員長は必要があると認めるときは、関係職員の出席を求め、その説明または意見を聴取することができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、庶務課施設係において処理する。

(補足)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は委員長が委員会に諮って定める。

(付則)

この要綱は、平成2年10月29日から実施する。